大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会設置要綱

（目的）

第1条　この要綱は、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会規則第９条の規定に基づき、大阪府高齢者計画に関する専門事項の分析・検討を目的として、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会（以下、「審議会」という。）の下に設置する、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会（以下、「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　専門部会は次の事項について検討し、審議会に対し意見及び報告を行う。

1. 都道府県又は市町村ごとの介護給付費及び要介護認定率等についての分析
2. 地域差の要因等に係る分析
3. その他、部会長が必要と認める事項

（構成）

第３条　専門部会の委員は、審議会に属する委員及び次に掲げる者のうちから、審議会会長が選出する。

（１）学識経験のある者

（２）関係行政機関の職員

（３）その他

２　部会長が必要と認めるときは、専門部会の委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。

（部会長等）

第４条　専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから、互選により選出する。

２　部会長は専門部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　部会長に事故があるときは、委員の中から部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第５条　専門部会については、部会長が招集し、開催する。

２　部会長が必要と認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者について、専門部会への出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

（審議会への報告）

第６条　部会長は、専門部会の検討結果を審議会に報告する。

（報酬及び費用弁償）

第７条　専門部会の委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

２　オブザーバー及び第5条第2項に規定する者（以下「オブザーバー等」という。）の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。ただし、オブザーバー等のうち地方公共団体に属する職員である者に対しては支給しない。

（事務局）

第８条　専門部会の事務局は、福祉部高齢介護室に置く。

（廃止）

第９条　専門部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

（１）当該専門部会における第2条の所掌事務が終了したとき

（２）審議会で専門部会廃止の決議がなされたとき

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年６月20日から施行する。